



## 関東・甲越支部規約

2019 年 4 月 12 日 第 9 回関東・甲越支部大会承認

### (目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 7 条，組織規程（0103）第 3 条および支部規程第 5 条第 3 項に基づき設置された関東・甲越支部（以下、「支部」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

### (支部の範囲)

第 2 条 支部は組織規程第 4 条で規定する，新潟県，群馬県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，山梨県（以下、「関東・甲越地区」という）をその範囲とする。

### (支部の目的)

第 3 条 支部は関東・甲越地区において，本会の目的および事業に基づいた活動をおこない，主に支部会員相互の連絡，研修ならびに原子力に関する知識を普及することを目的とする。

### (支部会員)

第 4 条 関東・甲越地区に連絡先（住居・勤務先・通学先等）を有する会員をもって支部会員とする。

### (支部事務所の所在地)

第 5 条 支部は，事務所を第 2 条で定める活動範囲内に設ける。

### (事業)

第 6 条 支部は講演会，講習会，見学会等を開くほか，第 3 条の目的を達成するために必要な事業をおこなう。

### (支部幹事)

第 7 条 支部に，支部長 1 名，副支部長若干名，会計担当幹事，その他の幹事若干名の支部幹事を置く。

2 支部長およびその他の支部幹事は，支部幹事会の推薦により支部大会において選任し，その任期は原則として 2 年とする。

3 支部長は，会長が委嘱する。

### (支部幹事の任務)

第 8 条 支部長は支部を代表し会務を総括する。その他の幹事は支部長を補佐し，会務を処理す

る。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときは、その任務を代行する。
- 3 会計担当幹事は、支部における予算およびその執行を統括する。
- 4 支部幹事が任期途中で、異動等によりその任務を遂行できないときは、支部幹事会で選任された代理幹事が残りの任期を務めることができる。

#### (支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

#### (小委員会)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、幹事会の議決を経て、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を置くことができる。

- 2 支部は必要な地域に支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

#### (支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が召集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

- 2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分通知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。
- 3 書面あるいは電子メールにより当該議事についてあらかじめ意志表示できるものとし、支部大会通知のなかで周知する。

#### (議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

#### (顧問)

第13条 支部に、顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与える。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

#### (支部経費)

第14条 支部の経費は本部からの交付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 支出については、原則として、その都度学会事務局から支払う。
- 3 会議出席者、依頼講演者および会務出張者に対する旅費、謝礼等は、本会の規定にしたがい支給する。

#### (改定)

第15条 本規約の改定は、支部幹事会が起案し、支部大会の承認を得たのち、理事会に報告する

ものとする。

#### 附則

- 1 平成 12 年 3 月 28 日 関東・甲越支部設立総会制定, 同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成 13 年 10 月 3 日 関東・甲越支部総会承認
  - ② 平成 14 年 3 月 28 日 関東・甲越支部総会承認
  - ③ 平成 19 年 5 月 24 日 関東・甲越支部総会承認
  - ④ 平成 28 年 4 月 7 日 関東・甲越支部大会起案, 平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認 (改定前は, 改定に理事会承認を必要としたため, 今回まで理事会付議)
  - ⑤ 2019 年 2 月 26 日 関東・甲越支部幹事会起案, 2019 年 4 月 12 日 関東・甲越支部大会承認, 2019 年 5 月 31 日 第 8 回理事会報告

#### 附則

- 1 平成 28 年 5 月 24 日改定の規約は, 理事会承認の日から施行する。
- 2 2019 年 4 月 12 日改定の規約は, 2019 年 4 月 12 日より施行する。